



平成25年12月 6日

各 位

会 社 名 株式会社 東京一番フーズ
 代表者名 代表取締役社長 坂本 大地
 (コード番号：3067 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役副社長 井野 一三美
 (TEL：03-5363-2132)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 12 月 25 日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 25 年 6 月 17 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、単元株制度を採用し、1 単元を 100 株とする旨の定款変更決議をしたことに伴い、単元未満株式の権利についての規定を新設するとともに、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (新設)	第 2 章 株式 <u>(単元未満株主の権利制限)</u>
	<u>第 6 条 当社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>
	<u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u>
	<u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u>
	<u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u>
第 6 条～第 47 条 (条文省略)	第 7 条～第 48 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 12 月 25 日 (予定)
 定款変更の効力発生日 平成 25 年 12 月 25 日 (予定)

以 上